

法務省の「不登校」名称について

—逸脱から人権擁護へ子どもの捉え方の変容—

土方 由起子*

Consideration for Changes How the Ministry of
Justice Has Taken Measures to Support Those
Who Do Not Attend Schools for a Long Time:
With Particular Reference to What the Ministry of Justice Meant
and Means by the Word “Futoko”

(HIJIKATA Yukiko)

1. はじめに

本稿は、公的機関としていち早く「不登校」名称を用いた法務省に着目し、「登校拒否」と呼ばれていた子どもたちを同省がどのように捉え、不登校という新たな名称を用いるに至ったのかを明らかにし、1989年に刊行された法務省の「不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告」⁽¹⁾（以下、「1989年報告」と表記）が、子どもたちに対する捉え方の重要な分岐点であったことを論じる。

「不登校」と呼ばれている現象は、わが国においては1950年代末頃に研究が始まり、当時は主に「学校ぎらい」や「登校拒否」名称で呼ばれていたが、1990年前後ごろから急速に「不登校」名称が使われるようになっていく⁽²⁾。この「不登校」という名称は、極めて曖昧な呼び名である。鑑は、「不登校」名称は登校しないという状態を記述するだけであり、漠然とした包括的な用語であると述べている⁽³⁾。文部科学省は、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」⁽⁴⁾と操作的に定義している。森田は、「不登校とは、生徒本人ないしはこれを取り巻く人々が、欠席ならびに遅刻・早退などの行為に対して、妥当な理由に基づかない行為として動機を構成する現象である」⁽⁵⁾とし、登

* 奈良女子大学人間文化研究科博士研究員・ [キーワード] 不登校、登校拒否、法務省、報告書、人権
近畿大学教職教育部非常勤講師 擁護

校していても学校へ行くのが嫌だという登校回避感情があれば不登校と定義している。こんにち「不登校」は、周知の用語になっているが、「不登校」に対するまなざしには違いがある。それゆえ、それぞれが用いる「不登校」名称の意味を明らかにすることは重要であるとする。

加藤が、「不登校」の呼び名が公式に用いられ始めたのは法務省による報告がきっかけである⁶⁾と論じているように、法務省が公的機関としていち早く「不登校」名称を使用したことは、広く知られている。加藤は、構築主義の立場から学校に登校しない子どもの呼び名の公的な変遷について分析を行っているが、法務省が「不登校」名称を用いるに至った経緯やその意味づけについては明らかにしていない。

森田は、「拒否」という言葉には「反」学校的な響きがあり、学校教育が抱えている問題性を強調するタイプの不登校は現象のごく一部に過ぎず、むしろ、休むことに抵抗感がなく反学校価値を掲げるほどの積極性もないタイプの子どもたちに注目すべきだとし、「登校拒否」名称は妥当ではないとしている⁷⁾。森田はこの著書の中で、「単なる学校への適応という枠組みではなく、人権保障という枠組みで再検討する段階にきていることを法務省の問題意識の中に読み取ることができる⁸⁾」と述べているが、法務省はいじめや体罰等によって登校したくともできない子どもがいることから「不登校」名称を用いたと解釈するに留まっており、どのような流れのなかで不登校名称に切り替え、どのような意義があったのかについては論じていない。

この法務省の不登校名称への用語変更については、もう少しみておく必要がある。なぜならば、法務省の「1989年報告」には、同じ調査結果をもとに見解の異なるもうひとつの報告書が存在しており、さらに、法務省の調査結果と報告を書籍化したものが、特異な構成で刊行されているからである。つまり、法務省は、不登校児の実態調査を委託し、その分析結果が報告されているにもかかわらず、法務省自らがこれとは見解の異なる報告書を提示し、法務省側の見解を調査の分析結果とする流れのなかで、「登校拒否」ではなく「不登校」名称を用いると宣言しているのである。2つの報告書の存在と「不登校」名称からどのようなことがみえてくるのだろうか。

まず、法務省が不登校児の実態調査を実施するに至る背景について述べる。次に、「1989年報告」と、調査の委託を受けた研究者の分析結果である「不登校児の実態について⁹⁾」を比較検討し、登校拒否と呼ばれている子どもに対する捉え方の違いを明らかにする。そして、調査票に回答した子どもたちが、自由に自分の考えや意見を記述した「児童生徒の自由意見」に注目し、それぞれの報告書の分析の違いを述べる。最後に、2つの報告書が出された後に、書籍と

して公刊された『不登校児の実態について』⁹⁰と、法務省人権擁護局人権擁護管理官付補佐官が書いた「不登校児人権実態調査について」⁹¹の論文を分析し、見解の違う2つの報告書がそれぞれどのように位置づけられたのかを確認する。

以上により、「登校拒否」から「不登校」へと名称が変わった経緯と、法務省が「不登校」名称にどのような意味付けを行ったのかを論じたい。

2. 不登校児人権実態調査と「不登校」名称

(1) 法務省の実態調査実施の背景

法務省人権擁護局は、1948年に創設された当初より体罰やいじめ、虐待など「子供の人権」の問題を取り扱っている行政機関である。法務省は、不登校児の実態調査を実施するに至った理由として、次のような社会状況をあげている。第一は、調査実施年度における不登校児の数が小中学校で38,000人に達し、10年前の約3倍になったことである。第二は、不登校児の自殺や不登校児を預かっている民間施設での不登校児の体罰死が社会問題化したことである。第三は、学校に行きたくても行けないという不登校児からの訴えが多いことである。この訴えの背景として、家庭の問題の他に、いじめや体罰、教師の行き過ぎた指導等が考えられるとしている。とりわけいじめに関しては、人権擁護機関が取り扱ったいじめの事象のうち10%近くが不登校状態に陥っていたと述べている⁹²。このことから、同局がいじめによる不登校にも注目していることがうかがえる。

法務省は、以上のような社会状況及び不登校児の置かれている状況から、「不登校問題の解決をはかるための資料を得ることを目的」⁹³として、学校に行けなくなった原因、不登校児の置かれている状況、不登校児の意識及びその人権の状況を明らかにするための調査を実施した。

(2) 法務省の実態調査の概要

調査は、1988年11月15日～同年12月31日に実施され、調査対象は不登校児を受け入れている施設に通園等する小学校高学年～中学生相当の不登校児であった⁹⁴。その内容は大きく2つに分けられる。ひとつは、主目的である不登校児へのアンケート調査である。もうひとつは、これらの不登校児を預かっている施設についての調査である。法務省によると、不登校児を受け入れている施設についてはこれまで本格的な調査がなく、その数も推測で語られてきたという。今回の調査で全国の不登校児を預かっている施設の数、及びそこに通園している不登校児数に

ついて初めて明らかにされることになった。施設の内訳は、フリースクールなどの民間私塾、公立中学校の夜間学級、公立小中学校の特別の学級、教育研究所／相談所、児童相談所、養護施設等、病院、となっている⁸⁵。調査項目の作成と調査結果の集計は、大妻女子大学教授の平井信義に依頼され、実地調査は法務局職員、人権擁護委員が担当し、全国205施設、不登校児数3,019人のうち96施設、509人から回答を得ている。調査票は自由記述を含め全部で16項目あり、漢字はすべてルビうち（以下、引用の際はルビを省略）し、最初に性別と年齢を記入させる形式を採っている。

(3) 「登校拒否」から「不登校」へ

法務省人権擁護局は、今回の調査報告で「登校拒否」と呼ばれてきた児童生徒を「不登校児」と呼び、その状態を「不登校」の名称に呼び変えている。

この調査では、何らかの心理的、環境的要因によって、登校しないか、登校したくともできない状態にある児童生徒を対象とした。このような状態は、一般的には、「登校拒否」と呼ばれているが、学校に行くことを「拒否」しているわけではなく、「行きたいのに行けない」あるいは、「行かなければならないと思っているのにいけない」という児童生徒もいることから、本調査では、「不登校児」と呼ぶことにした⁸⁶。

法務省は、学校に登校しない子どもの状況が多様であることを示すために「不登校」名称を用いたのではない。なぜならば、文部省（現文部科学省）は、登校拒否を「児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状態にある」⁸⁷として幅広く理解することを述べている。多様であることを示すだけなら変更する必要はない。

従来、「登校拒否」は、子育ての問題による子どものわがままや母子分離不安などの精神的な病気、学校教育制度に対する反発から学校に行っていない状態だと捉えられがちであった。しかし法務省は、すでに同省が取り扱ってきた事象から従来の「登校拒否」概念では捉えきれないことに気づいていた。同省は、「登校拒否」の捉え方を大きく転換するためにいわばシンボルとして「不登校」名称を用いたのではないか。法務省が「登校拒否」の捉え方を変容させたことは、同省の実態調査結果に対する2つの異なる報告書の存在が物語る。

3. 不登校児人権実態調査における2つの報告書とその相違

不登校児人権実態調査については、法務省人権擁護局から調査票の作成と集計を依頼された平井信義による「不登校児の実態について」と、法務省による「1989年報告」の2つの報告書が、刊行されている⁸⁸⁾。本章では、まず、調査者の登校拒否の捉え方を概観し、次に2つの報告書にどのような違いがあるのか、特にその差異が顕著である部分を取り上げて検討する。

(1) 調査者の「登校拒否」観

法務省から調査の依頼を受けた平井は、日本で登校拒否が著しく問題視され始めた1950年代に小児科医として登校拒否児の治療にあっていた。当初は、主に「学校恐怖症」と呼ばれていたが平井を初めとする研究者が、恐怖症のメカニズムで説明できない事例もあることから、「学校恐怖症」名称は適当でない⁸⁹⁾と論じたことから「登校拒否」が使われるようになる⁹⁰⁾。平井によると、子ども自身が相談室にやってくることはほとんどなく、相談や指導は主に両親に対して行われ、当初は自らが「平井式強奪療法」と命名するほど強引なやり方で、子どもを無理やり家庭から隔離し、別の家や施設に預けるといふ隔離療法を行なったという⁹¹⁾。このやり方は、各地で講演会に呼ばれるほど、一見登校復帰に成果をあげていたが、子どもが家庭にもどると再び登校拒否になることから、両親の養育態度を変えなければ立ち直れないと考えるようになる。社会が悪いのならもっと多くの登校拒否児が現れ、教師が悪いならばクラスにもっと多くの登校拒否児がいるはずだと考え、「このように考えてくると、どこまでも、その子どもの人格およびその人格を育てた両親の問題としてとらえるべきであり、それによってのみ、解決の道が開かれる」⁹²⁾という結論を導いた。さらに、登校拒否は留学先のヨーロッパではほとんど注目されていなかったことから、「登校拒否児の近年の増加は、我が国に独特な問題」⁹³⁾であり、社会的・文化的背景を考えてみる必要があると考えた。登校拒否とは「ひと言でいえば、両親は学校に行ってほしいと願っているにもかかわらず、子どもは学校へ行こうとしない状態」⁹⁴⁾であり、登校拒否になるのは生活史のなかで、人格形成にゆがみを与えられた結果であり、ゆがみの中心は子どもの自主性の発達のおくれであると論じている。そして、ゆがみを直すためには時間が必要であることから、「決して、無理に学校へ行かせようとするしないこと」⁹⁵⁾を主張している。

このような「登校拒否」観は、今回の調査結果の分析においても変わらない。平井は、親の養育態度により「登校拒否」の子どもを「慢性型」と「急性型」に分類し、原因を説明する。

「慢性型」は、親の過保護や溺愛の養育態度が原因で自発性の発達遅滞がみられるものである。幼稚園や小学校のころから登校を拒否する状態が認められ、ついに登校拒否になるというので「慢性型」としている。「急性型」は、親たちの干渉・支配が原因で自発性の発達遅滞がみられるものである。小学校時代は素直な良い子であるが、中学・高校生になって突然に「自発性の発達の圧力」から解放され、登校拒否になるので「急性型」としている。過保護と干渉は併存している例も多く、この場合は「混合型」と呼んでいる⁹⁵。

登校拒否は親の養育態度に起因する子どもの自発性の発達遅滞の問題であるという捉え方は、平井に限らない。例えば、文部省(現文部科学省)は、登校拒否の原因や背景として生徒本人に「登校拒否を起こしやすい性格傾向」⁹⁶があり、それには「家庭での養育態度、親の性格、家族関係などの家庭的要因が大きく影響していることは否定できない」⁹⁷としている。調査者の登校拒否観は、文部省にもみられるように当時の登校拒否観を反映するものである。

(2) 実態調査における2つの報告書の相違

調査の依頼を受けた平井(以下、調査者と表記)の報告書と法務省の「1989年報告」は、同じ調査データに依拠しながら、異なる結果を導いている点で注目される。とりわけ両者の報告書の相違が顕著に見られるのが以下の部分である。

第一は、学校に登校しない子どもに対する名称が違う点である。調査者はタイトルにこそ「不登校」を使用しているが、序論から結論に至るまで一貫して「登校拒否」名称を使用している。不登校ではなく登校拒否名称を使用することに対する説明はなく、調査者自身のこれまでの研究に基づき、登校拒否を親の養育態度に起因する子どもの自発性の発達遅滞と捉えた上で使用している。一方、法務省は調査目的等の説明内で、さまざまな態様の子どもがいることを考慮し「登校拒否」から「不登校」へ呼び変えることを明示している。この呼び名の違いは、調査者が従来からの登校拒否観に基づき分析を行い、法務省はこれまでの登校拒否観にとらわれない新たな視点で捉えようとしたことの違いを表している。

第二は、「わからない」と回答している不登校児に対するまなごしの違いである。調査者は「わからない」という回答を「自発性の発達の遅滞」を証明するものとして解釈する。例えば、学校に対する質問で、「学校に行きたい」との回答が33.0%あることを好ましい傾向と捉える一方、これを上回る38.9%が「わからない」と回答していることについては「意志決定の弱いことが推定される。登校拒否児には自発性の発達が遅滞しているというわれわれの研究を裏書し

ているとも言える」(圏点ママ)⁸⁸と述べている。さらに、今の生活に対する意向や今やりたいことに対する問いで「わからない」と回答したものがそれぞれ26.7%、49.3%と非常に多いという結果について「自発性が遅滞しており、自己決定ができないことの現れである」⁸⁹、「いかに現在を充実させる能力(自己実現)が発達していないかが推定できる。自発性の発達している子どもには、自己課題の発見と選択が可能であり、『わからない』という答えは生じない」⁹⁰との見解を述べている。これに対し、法務省は「不登校児が現在の生活や将来の希望について自信を失いどうしてよいかも分からず、悩み、苦しんでいることが推察される」⁹¹と分析している。調査者は登校拒否の原因は子どもにあると捉え、法務省は原因を追究しているのではなく、不登校の子どもの現状は悩んでいるとしている。

第三は、原因に関する分析の違いである。原因を尋ねる問い(複数回答可)は、①友達、②先生・学校、③勉強・学業成績、④給食、⑤家庭の5項目である。調査者は、今回の調査が選択肢を付した質問紙法なので真実でないことが危惧されるとしながらも、一面をはっきり示しているとも捉えている。調査者の原因分析は、「慢性型」と「急性型」の子育ての区分やこれによる「自発性の発達遅滞」に当てはめることに終始している。例えば「友だちができない」(19.8%)、「友だちから仲間はずれにされた」(19.3%)という回答から、「登校拒否児が友人を作る能力が遅滞していることを裏書していると言える」⁹²と捉えている。「いじめ」関係を原因とするのが全体の1/3に及んでいることに対しては、いじめも大きな原因としながら「ただし、『いじめ』に会いやすい子どもであることも考慮しなければならない」(圏点ママ)⁹³と述べている。しかし、その根拠はここでは示されていない。そして、調査者は子ども自身を原因のひとつに位置づけて分析している。調査票では、原因を尋ねる質問とは別項目で「あなたについて」の質問がある。この質問の回答を、分析時には原因のひとつの項目に入れている。子どもの回答は「疲れた」(33.2%)、「自信がなくなった」(26.5%)、「何のために学校へいくのかわからなくなった」(25.9%)が多く、「まさに幼い頃から自発性を抑圧されている状態を示していて、子どもの不幸を思わずにはいられない」⁹⁴、「子どもたちがいかに無気力であるかを物語っており、乳児期や学童期の好ましくない養育・教育の結果と言える」⁹⁵と分析している。

一方、法務省は、子ども自身を原因のひとつとして分析することはしていない。原因として、友人関係をあげたものが多いことなど、集計結果だけを述べるに留まっている。「いじめ」については、今回の調査で30.9%が「いじめ」関係を起因としているという結果を述べた上で、特に男子に多いこと、女子は「仲間はずれ」関係と回答していることが多いことをあげている。

原因の分析の違いから見えてくるのは、調査者が登校拒否をその原因は親や子どもの内部にあるという見方を続けているのに対し、法務省は調査結果を報告する形で、いじめに関するデータをとり上げている。いじめに関するものが、法務省のこれまでの事例を上回る数になり、これまでの「登校拒否」観のまま捉え続けることは、子どもの人権侵害に値するとの見解をさらに強めたといえる。

以上のように、2つの報告書は同じデータに基づきながら学校に行っていない子どもの捉え方において大きく相違している。さらに、大きな違いは法務省が、子どもの自由記述回答に焦点を当てたことにある。

4. 着眼点と分析の相違

(1) 「児童生徒の自由意見」の位置づけ

調査票の最後は「何かあなたの考えがあれば、参考にしたいので、何でも書いて下さい」と子どもの自由記述回答になっており、275人(54.0%)が回答している。調査者は子どもの回答を12種類に分類しているが、個々の記述内容を具体的に掲載することはしていない⁸⁸。「これらをいかに解釈したらよいか。子どもの考えとは、親たちの影響を強く受けている子どももいるだろう。その点を明らかにするためには、子どもに対する十分なカウンセリングが必要となろう⁸⁹」と述べるに留まり、子どもの自由記述をどう解釈したらよいかかわからないと分析を保留している。

一方、法務省は子どもの意見を貴重な提示と受け止めている。

学校に適応できなくなってしまった子供の心の奥を見せてくれるものであり、ここに不登校児の人格を尊重した適切な対応や不登校児が安心して成長していける適切な環境を整備していく上でのヒントが提示されているものと考え⁹⁰。

法務省は、報告書の最後に「児童生徒の自由意見」として71人分を採録している。採録されているものには、不登校の原因についての記述や学校制度に対する意見・提案、教師に対する要望、不登校についての捉え方や今回の調査やアンケート自体に対する厳しい指摘もみられる。「こんなことされたくありません」(15歳・女子)とだけ書かれた回答があり、これに対して法務省は『『こんなこと』とは、このアンケートのことであろう⁹¹』と注記を入れ、子どもの意見

を真摯に受け止めようとする姿勢が見られる。

調査者は、自由記述の回答で子どもの意見を12種類に分類してはいるが、これまで分析してきたように「慢性型」と「急性型」に分類し原因を説明することはしていない。すなわち、「自由記述」に回答した子どもたちを、親の養育態度に起因する子どもの自発性の発達遅滞という枠組みで捉えることはできなかったということである。法務省は、一部分とはいえ子どもの意見を採録することで、これまでの「登校拒否」の捉え方では子どもたちの実態を言い表すことはできないということを示している。

(2) 法務省人権擁護局が重視した子どもの声

では、法務省が採録し、子どもの人格を尊重した対応や環境整備を行う上でヒントになると捉えた「児童生徒の自由意見」とはどのようなものであったか。まず、「いじめる人をなんとかしてほしい」(13歳・女子)、「いじめをぜったいに失くしてほしい」(17歳・男子)等いじめを解決することや「先生がしっかりしてほしい」(12歳・女子)と教師のえこひいきや言動、体罰に対するもの、「勉強がついていけない」(14歳・男子)ことや校則が細かすぎることなど学校に対するさまざまな不満があげられている。また、学校復帰に関してはアンケートの別の項目で、「何とかして学校へ行きたい」と思っている者より「やめたい」「しばらくこのままでいたい」「わからない」の回答が多く、自由記述でも「学校に行けなくなってもそれはそれでいいと思う」(15歳・男子)、「むりやりつれて行かない方がいい」(17歳・女子)という意見がみられるが、「はやく家に帰りたいが、もう少しここにいたい」(12歳・男子)、このままでいたが将来のために「前の学校にもどらなくてはいけない」(14歳・女子)と学校復帰に対する葛藤がうかがえる。「登校拒否児専門の学校をつくってほしかった」(16歳・女子)、「私立学校も登校拒否だった子を受け入れてほしい」(14歳・女子)、「大検の制度をもっと強化してほしい」(16歳・男子)など教育制度に対する要望・提案や、「登校きょひは病院で直せるものではない。学校という問題以前にも本人たちがかかえているモノを見極めてほしい」(15歳・女子、圏点ママ)と治療の対象と捉えるのではなく学校に行っていない子どもに対する理解を求める意見が見られる⁴⁰⁾。

さらに注目すべきは、不登校を問題視することの問題性が指摘されていることである。

今の世間一ぱんでは、「学校へ行かないのは悪いこと」みたいなことを言っておられる方

が多すぎて、子供をますます苦しめているようです。必要なのは、学校へ無理やり行かせるのではなく、本当に「分かるまで教えてくれる」「自由に差別しない」で教えてくれる人、場所や考えかたが必要ではないかと思います (14歳・男子、圏点ママ)⁴⁰。

他にも、「親の責任だとよくいうけど、私の家は違うと思う」(15歳・女子)、「病院にいきなさいといわれたときには、とてもくやしかった」(17歳・女子)など、学校に行かないというだけで「悪」と捉えられることが当事者の子どもをさらに苦しめるという現実が語られている⁴⁰。そして子どもたちは、今回のアンケートについて疑問の声もあげている⁴⁰。

1 ページ目の文章のなかで「どうしたら学校に行けるようになるか」という部分ですが、本当に登校拒否児のことを考えるならば、「学校」というものにこだわらないほうが良いとおもいます (15歳・男子)⁴⁰。

このような調査を考えた人は、本当の苦労とかをしたことがないのではないかと思う。人間に大切な事は、学校へ行くことより、もっとちがうことだと思う。また、出席日数だけで、高校を不合格にすることは最高の差別であり、私にとっては、へん見である。義務教育中だけ同じ年齢の人間の生き方が半強制的にされるということは、すごくおかしい事だと思う。また、この調査も私をばかにしている所があったような気がして、すごく、くやしい (14歳・女子)⁴⁰。

子どもの自由記述には、現状の「登校拒否」認識に対する批判や調査を実施した側にとって耳の痛い意見も見受けられるが、法務省はこれらを含めて採録している。

5. 法務省の「不登校」名称とその意義

(1) 法務省の選択

調査者は、報告書の最後に今回の調査対象となった登校拒否児は慢性型が多いと結論づけている。調査者は、「自発性の発達遅滞」を登校拒否の特徴としてあげ、その中でも親の干渉・支配による急性型の登校拒否児に多いと解釈してきた。しかし、今回の調査では子どもたちに急性型の特徴が見出せなかった⁴⁰。急性型を予測して作成されたアンケート項目においてその予

想に反する結果が生じたため、慢性型という区分に当てはめている⁴⁹。すなわち、「自発性の発達遅滞」は急性型に多いという仮説は崩れているが、慢性型の方に多いとすることで、登校拒否の特徴は子どもの「自発性の発達の遅滞」であり、その主な原因は親の子育ての問題にあるとする捉え方は崩さなかったということである。

これに対し法務省は、「この調査の結果により、直ちに個々の不登校児を論ずることはできない」⁴⁹とし、さらに「ひとつの見方でわりきることが必ずしも問題全体の解決につながるものではない」⁴⁹と述べ、学校に行っていない子どもの背景や要因、性格や悩み等が一様でないことを論じ、従来の「登校拒否」観では捉えきれないことを結論づけた。

そして、同じデータを元にして結論が大きく異なる2つの報告書が誕生することになった。分析結果が大きく異なる2つの報告書はどのように位置づけられたのか。「1989年報告」には、調査者による集計の詳細とその分析を「別冊」と表現している。これだけを見ていると、調査者の分析がひとつの重要な捉え方として認知され、また、法務省の分析をより詳しく説明するものとして位置づけられているかのようにもみえる。しかし、調査委託をした法務省は、親の養育態度に起因する子どもの性格傾向の問題とする「登校拒否」の捉え方を承認・継承することはなかった。このことは2つの報告書をまとめた書籍によって明らかとなる。

(2) 岐路を示す法務省

見解が異なる2つの報告書の位置づけを知る際に、重要となる刊行物が存在する。そのひとつが法務省人権擁護局監修、法務省人権擁護局内人権実務研究会編集の『不登校児の実態について—不登校児人権実態調査結果報告—』である。同書は1989年11月に市販され、A5サイズで171頁あり、法務省の「1989年報告」と調査者の報告書の両方を掲載している。法務省の報告書の部分は、調査の目的と概要に一部加筆がみられるが、その他の部分については、修正等は見受けられず8月に出された報告書の最後に採録されていた「児童生徒の自由意見」もそのまま掲載されている⁵⁰。調査者の報告書の方も8月に提出されたものをそのまま掲載している。

しかし、2つの報告書は同列に扱われているのではなく、その位置づけに大きな違いが見られる。書籍のタイトルは調査者の報告書と同名であるが、法務省は調査者の分析結果ではなく、自らの分析結果の方を今回の調査結果として位置づけている。このことを如実に物語っているのが冒頭において、調査者による本調査結果の分析を「参考」として掲載していると述べてい

ることである。

同書の構成は、法務省の報告書の後に「参考」という頁を挟んだ上で調査者の分析結果を掲載している。調査項目の作成と調査結果の集計を依頼した調査者の分析結果等に依拠せず、「参考」と位置づけるのは極めて特異なことと言える。これは、すでに見てきたように法務省と調査者の「学校に登校しない子ども」に対する捉え方が大きく相違しているためである。法務省は、人権擁護局の分析に沿って捉えることを明示し、新たな認識を示すことでこの現象をどのように捉えていくのかを社会に問いかけた。

(3) 「不登校」名称による報告書の一元化

さらに、見解が異なる2つの報告書の位置づけを示すものとして『ジュリスト』⁶⁰と『青少年問題』⁶¹に掲載された西田幸示の論文「不登校児人権実態調査について」があげられる。西田はこれらの書籍に法務省人権擁護局人権擁護管理官付補佐官として今回の調査の報告論文を書いている。西田の論文は、「1989年報告」の内容そのものをまとめたものである。「児童生徒の自由意見」については、紙幅の関係からか子どもの意見そのものは一編も採録されていない。その代り子どもの意見を12に分類した調査者の区分が記載されている。しかし、調査者がこの解釈を保留したことには触れず、人権を尊重し環境を改善するためのヒントが提示されていたという法務省の分析を、結果として記述している。

西田の論文だけを見ていると、調査を依頼された調査者が中心となり作成と集計を行い分析しまとめた報告書であるかのようにみえる。すなわち、報告書は1つであるようにみえる。調査者の報告書のタイトルに、調査者の主張する「登校拒否」ではなく「不登校」が当てはめられており、法務省と調査者の不登校に対する捉え方が大きく相違し、結果的に法務省の見解を結論に採用したという経緯については一切触れられていない。

6. 現在に通じる調査報告書

法務省が実態調査を行った1980年代は、学校に登校しない子どもを預かる矯正施設での虐待死や自殺が社会問題化し、「脱学校論」⁶²に代表される近代学校批判が、登校拒否の捉え方に対し異議申し立てを行う親の会や当事者の運動の理念として広まっていった時代である。また、国連総会において児童を「権利の主体」と捉える「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が採択され、世界的に子どもの人権を守る動きが高まった時代である。このような社会

状況において法務省は、「登校拒否」と呼ばれる子どもたちに接近し、直接アンケート調査を実施する⁶⁴。この法務省の報告とほぼ同時期に、民間のフリースクールも「登校拒否の子どもたち自身による登校拒否アンケート」⁶⁵を実施し、教師側の意見に基づく文部省（当時）の調査結果との違いを明らかにし、「登校拒否」は怠けではないことを示した⁶⁶。

これ以降、不登校の子どもに直接問いかける大規模な調査は見受けられない。全国規模で不登校の実態に接近したといわれる森田の調査は、学級を単位としてすべての子どもを対象に行ったものであり、部活動や休み時間の過ごし方などを問う質問紙調査により学校への登校回避感情を明らかにしている⁶⁷。また、文部科学省が森田に委託して実施した大規模実態調査は、かつて不登校だった子どもを対象とした追跡調査である⁶⁸。どちらも不登校現象を読み解くための貴重な調査ではあるが、当事者のリアルタイムの声に迫るものではなかった。

法務省の調査は、施設に通園等をしている不登校児に限られたものではあるが、不登校児を受け入れている施設の数やそこに通う子どもの数を初めて明らかにし、「自由記述」によって、子どものリアルタイムの声を聴き出した。それゆえ、この子どもの意見には「登校拒否」と呼ばれている子どもの実態が浮かび上がってくる。現実を直視し自分たちに課せられる「教育」や「学校環境」を相対化して考える姿や、校則や教師の指導態度だけでなく登校の自明性についても疑問をもちうるほどに、社会認識を深めている姿がうかがえる。「児童生徒の自由意見」からは、調査者が子どもの人格形成の基盤として重視している「自発性」を読み取ることができる。当事者のリアルタイムの声からは、親の養育態度に起因する子どもの発達遅滞という言葉では括れない実態が明らかとなる。「登校拒否」と呼ばれている子どもたちのリアルタイムの声である「児童生徒の自由意見」は、決して過去のものではない。今も、不登校であることに悩む子どもの声を代表している。

7. おわりに

法務省は、「登校拒否」と呼ばれている子どもの現状が、多様であることを示すためだけに「不登校」名称に切り替えたのではない。多様であることはすでに文部省も「登校拒否」の定義のなかで述べている⁶⁹。法務省は、自らの分析を実態調査の分析結果とすることで、「登校拒否」を治療すべき個人の逸脱行動と捉えるのではなく、子どもの人権侵害にかかわる問題として捉えること提言する。法務省は「登校拒否」を大きく捉え直す方向に舵を切りその象徴として「不登校」名称を用いたのである。法務省が「不登校」と呼び変えることで、「登校拒否」

の名の下で問題視されてきた子どもや親の人権を守る姿勢を示したことの意義は大きいといえよう⁶⁰。

しかしその一方で、「不登校」というゆるやかな名づけによる問題点も指摘される。加藤は、個人の問題として理解や受容が重視されるようになり、課題を共有し連帯するような求心力をもたらさなくなったという⁶¹。高垣は、「不登校」は学校に行っていない状態だけを示すだけで、「登校拒否」名称が示すようないかなる理由で何が拒否されているのかを問う意味を持たないことを指摘している⁶²。「不登校」名称は、さまざまに解釈されているという問題点がある。法務省の「1989年報告」は、不登校名称を用いることで学校に登校しない子どもを逸脱と捉えるのではなく、人権擁護の視点で捉えることの必要性を提言した。こんにち「不登校」を考える際に重要な視点である。

注及び引用文献

- (1) 法務省人権擁護局、1989、「不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告」。
- (2) 朝倉景樹、1995、『登校拒否のエスノグラフィー』彩流社、p.48。
星野仁彦・熊代永、1990、『登校拒否児の治療と教育——教師・医師・家族のチームアプローチ』日本文化科学社、p.2。
- (3) 鎌幹八郎、1989、「登校拒否と不登校」、『児童青年精神医学とその近接領域』Vol.30:No.3、p.261。
- (4) 文部科学省、2003、「今後の不登校への対応の在り方について」、
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20030516001/t20030516001.html、2003年5月31日閲覧。
- (5) 森田洋司、1991、『「不登校」現象の社会学』学文社、pp.14-15。
- (6) 加藤美帆、2012、『不登校のポリティクス—社会統制と国家・学校・家族—』勁草書房、p.158。
- (7) 前掲、『「不登校」現象の社会学』、pp.3-5。
- (8) 前掲、『「不登校」現象の社会学』、p.5。
- (9) 平井信義、1989、「不登校児の実態について」法務省人権擁護局。
- (10) 法務省人権擁護局内人権実務研究会編、1989、『不登校児の実態について—不登校児人権実態調査結果報告—』法務省人権擁護局監修。

- (11) 西田幸示、1989、「不登校児人権実態調査について」『ジュリスト』No.944、pp.72-77。
西田幸示、1989、「不登校児人権実態調査について」青少年問題研究会編『青少年問題』Vol.36:No.12、pp.16-23.
- (12) 前掲、「不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告」、p.1.
- (13) 同上
- (14) 平井は、今回の調査は、調査対象が各種の施設に収容されている子どもたちであることから、対象児に偏りが無いように入所経路に配慮して実施されたと述べている。
- (15) 第34回全国夜間中学校研究大会において、夜間中学校に登校拒否児が流れ込み東京都内8校ではおよそ4人に1人と急増し、生徒が多様化している実態が報告された（朝日新聞朝刊1988年12月3日付）。法務省の調査における夜間中学校と児童相談所の回答数は共に0件である。なお、養護施設等とは児童福祉法に基づく養護施設・学校教育法に基づく養護学校のことであり、本調査では個人（法人）の設立も含まれている。
- (16) 前掲、「不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告」p.2.
- (17) 文部省、1983、『生徒の健全育成をめぐる諸問題—登校拒否問題を中心に—中学校・高等学校編—』生徒指導資料第18集・生徒指導研究資料第12集、p.9.
- (18) どちらも1989年8月に刊行。
- (19) 前掲、『登校拒否児の治療と教育—教師・医師・家族のチームアプローチ—』、p.3.
- (20) 平井信義、1978、『登校拒否児—学校ぎらいの理解と教育—』新曜社。
- (21) 前掲、『登校拒否児—学校ぎらいの理解と教育—』、p.23.
- (22) 前掲、『登校拒否児—学校ぎらいの理解と教育—』、p.15.
- (23) 前掲、『登校拒否児—学校ぎらいの理解と教育—』、p.20.
- (24) 前掲、『登校拒否児—学校ぎらいの理解と教育—』、p.27.
- (25) 前掲、『登校拒否児—学校ぎらいの理解と教育—』、前掲、「不登校児の実態について」。
- (26) 前掲、『生徒の健全育成をめぐる諸問題—登校拒否問題を中心に—中学校・高等学校編—』p.22.
- (27) 前掲、『生徒の健全育成をめぐる諸問題—登校拒否問題を中心に—中学校・高等学校編—』p.24.
- (28) 前掲、「不登校児の実態について」、p.10.
- (29) 前掲、「不登校児の実態について」、p.11.

- ③0 同上
- ③1 前掲、「不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告」、p.62.
- ③2 前掲、「不登校児の実態について」、p.14.
- ③3 同上
- ③4 前掲、「不登校児の実態について」、p.18.
- ③5 同上
- ③6 調査者の分類は「自分の問題である」63人、「差別や特別扱いはやめてほしい」31人、「教育制度にもっと開放性や多様性をもってほしい」27人、「教師に対する批判」25人、「治療教育に対する、肯定的意見」21人、「自主性を尊重してほしい」17人、「治療教育に対する、否定的意見」13人、「受験戦争批判」12人、「親が干渉的・支配的」7人、「親のせいではない」5人、「自分のわがまま、なまけ」4人、「その他」50人の12分類である。
- ③7 前掲、「不登校児の実態について」、p.23.
- ③8 前掲、「不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告」、p.63.
- ③9 前掲、「不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告」、p.76.
- ④0 前掲、「不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告」、pp.71-79.
- ④1 前掲、「不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告」、p.78.
- ④2 前掲、「不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告」、pp.71-79.
- ④3 アンケートの冒頭には、「この調査は、あなたが学校に行かなければならない——と思いつつも、学校に行けないで悩んでいる原因を探り、どうしたら学校に行けるようになるのかをみんなで考えるためのものです」と記述されている。
- ④4 前掲、「不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告」、p.79.
- ④5 前掲、「不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告」、p.77.
- ④6 調査者は、慢性型と急性型にケースを分類しようとすると必ず無理が生じ、うちはどちらともいえないと質問してくる母親もいて、実際には無意味なことをさせてしまうことになると述べている(前掲、「不登校児の実態について」、p.113)。
- ④7 性格についての問いで、その選択肢は①おとなしいほうだった、②素直なほうだった、③几帳面だった、④友達とけんかしないほうだった、⑤まじめだった、⑥その他となっており、急性型の性格特徴に偏っている。
- ④8 前掲、「不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告」、p.63.

- 49) 前掲、「不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告」、p.64.
- 50) 加筆のひとつは、調査の趣旨と目的の説明で「人権の実態」に括弧書きで「子供の人間としての尊厳がどのように扱われているのかの観点からみた実態」と付け加えた点であり、目的を明確にしている。もうひとつは、不登校の定義で「公立中学校の夜間学級、公立小中学校の特別の学級及び養護学校に通学している児童生徒は、文部省のとらえる「登校拒否児」には当たらないが、普通学級に通えていないことやそれらの学級等に通学を続けるに至った経緯などから、それらの児童生徒が本件調査に際し、『不登校児』として認識されていたものについては、本調査ではこれを『不登校児』に含めた」とした部分である。
- 51) 前掲、「不登校児人権実態調査について」『ジュリスト』、pp.72-77.
- 52) 前掲、「不登校児人権実態調査について」『青少年問題』、pp.16-23.
- 53) Illich, I. 1970, *Deschooling Society*, Harper and Row./イリイチ、東洋・小澤三訳、1977、『脱学校の社会』東京創元社。
- 54) 登校拒否の原因を明らかにするために、「従来不足していた子ども自身を対象とした調査を行った」（前掲、「不登校児の実態について」、p.24）。
- 55) 奥地圭子、2005、『不登校という生き方—教育の多様化と子どもの権利—』日本放送出版協会、p.23.
- 56) 前年に、稲村博らの研究結果が、「30代まで尾を引く登校拒否症、早期完治しないと無気力症に」という見出しで、朝日新聞夕刊（1988年9月16日付）の一面に掲載されたことに端を発して調査が開始されている。
- 57) 前掲、『「不登校」現象の社会学』。
- 58) 森田洋司編著、2003、『不登校—その後—』教育開発研究所。
- 59) 前掲、『生徒の健全育成をめぐる諸問題—登校拒否問題を中心に—中学校・高等学校編—』、p.9.
- 60) 法務省の報告書では、学校には登校できなくとも不登校児が当面安心して通える何らかの適切な施設が必要であると述べ、家庭、学校、社会が協力して子どもの「人間としての尊厳」をゆるがせにしないための体制づくりの一端を担っていきたいと結んでいる。
- 61) 前掲、『不登校のポリティクス—社会統制と国家・学校・家族—』、p.204.
- 62) 高垣忠一郎、2014、『登校拒否を生きる—「脱落」から「脱出」へ—』新日本出版、p.19.